

# 富山市定例市長記者会見（令和4年2月1日）

## ■冒頭

市長

皆さん、こんにちは。本日は定例記者会見ということで、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

冒頭に、北京の冬季オリンピック・パラリンピックについて、うれしいことに本市出身の3選手が出場されることになりました。

オリンピックには<sup>ひろせりょう</sup>廣瀬峻選手が出場され、パラリンピックには<sup>かわよけたいき</sup>川除大輝選手、<sup>いわもとみか</sup>岩本美歌選手が出場されるということで、本市としてもうれしいことであり、3選手の活躍を期待して大いに応援もしていきたいですし、盛り上がっていきたいと思っています。

今日は「とほ活」アプリ関連の発表項目と新型コロナウイルス関連の報告をさせていただき、その後に質問をお受けしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

## ■「とほ活」アプリの賞品応募開始について

市長

本市では、公共交通を活性化させ、その沿線に都市の諸機能を集積する「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」を政策の柱に据え、様々な施策を展開するとともに、歩いて暮らせるまちづくりを目指して今日までやってきたわけであります。

このことから、歩くきっかけづくりとなる、スマートフォンアプリ「とほ活」を令和元年11月から運用しており、本年1月には、1万2千人の方にご登録いただくなど、このアプリを通して、歩くライフスタイルが着実に、市民の皆さんの中に定着しつつあると感じております。

「とほ活」アプリは歩くことはもとより、公共交通の利用やイベントへの参加、また、コレクションラリーへの参加などによってポイントを付与

し、貯まったポイントに応じて賞品を贈呈するもので、本日から、抽選の応募受付を開始いたします。

対象賞品については、今年度、協力協定を締結した企業などから「とほ活」へのご賛同をいただき、今まで以上に多くの企業から賞品提供をいただいたということでございます。

これまでは約 60 名分の賞品であったところ、今回は、過去最多となる 139 名分の賞品をご用意しておりますので、多くの皆さんに応募していただければと考えております。

コロナ禍や寒い季節の中、運動不足になりがちではありますが、応募期間中に取得したポイントも対象となりますので、現在開催中の「イルミネーションラリー」や、本日から開催する「とやまのます寿しラリー」等に積極的にご参加いただき、ポイントを取得していただければと思います。

今後とも「とほ活」アプリの普及をはじめ、様々な施策を推進することで、歩くライフスタイルへの転換を促し、将来にわたって、市民の皆さんが、健康で幸せに暮らすことができる、活力ある都市の創造を目指してまいります。

## ■ 報告事項

市長

次に、報告事項であります。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する現状について、ご報告申し上げます。

本市の新型コロナウイルス感染症の感染状況については、昨年末の比較的落ち着いた状況から一変し、今年に入ってから感染が急速に拡大しています。

これも感染力の強いオミクロン株の影響と言われておりますが、本市においても、1月中の感染者は1月31日の公表分までで1,095人となるなど、全国と同様、第6波の渦中にあると認識しております。

この急激な拡大により、自宅待機となる方が非常に増えております。

社会機能の維持への影響が懸念されておりますが、国は、オミクロン株の潜伏期間が従来株よりも短いことなどから、濃厚接触者に求める待機期間の見直しを行っております。

1月14日には、これまでの14日間の待機から10日間に短縮されましたが、1月28日にはさらに7日間に短縮するなど、科学的知見や専門家の意見に加え、社会機能への影響も考慮されての判断だと認識しております。

また、県と同様に、現状の積極的疫学調査は、患者の重症化防止に力点を置き、重点化して実施しておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。新しい取組みということで戸惑っておられる方もいるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

第6波については、感染拡大のスピードがこれまで経験したことのない速さであり、1月25日から県独自の警戒レベルがステージ2に引き上げられるなど、予断を許さない状況であると捉えております。

市民の皆様におかれましては、重ね重ねのお願いとなりますが、マスクの着用、咳エチケット等の徹底や「3密の回避」など、これまで以上に（感染予防対策を）徹底していただけるようお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種についてのご報告です。

まず、先月初めの定例会見の時点では、高齢者等の追加接種の開始日を2月1日としておりましたが、医療従事者への接種が一定程度進捗したことや、本市での感染状況、市民の方からの要望等を鑑み、集団接種を1月24日に前倒して開始していることは、プレスリリースでご案内のとおりです。

本市でのワクチン接種の状況につきましては、お手元に配布の資料のとおりですが、3回目となる追加接種を受けられた方は、1月31日現在で、13,252人となっております。

追加接種につきましては、当初は2回目の接種から原則8か月以上経過した18歳以上の方々に対して、1回接種を行うこととしておりました。

昨年12月に、国から「8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の考え方」が示されたことを受け、本市での追加接種の前倒しについて、先月の会見でご報告したところであります。

本年1月13日に、さらなる前倒しについての方針が示されたことから、本市も国の方針に従って、さらに追加接種の時期を前倒しすることといたしました。

まず、医療従事者や高齢者施設等の入所者及び従事者等につきましては、先月ご報告したとおり、2回目接種から6か月経過した後に追加接種が可能となっています。

次に、65歳以上の高齢者につきましては、先月の会見では、2月以降は2回目接種から7か月以上経過した後に追加接種が可能としておりましたが、医療機関のご協力により接種枠が増加し、予約状況に余裕が出てきたことから、さらなる前倒しとして6か月を経過した後に追加接種ができることとし、接種券が届いた方から予約・接種を可能といたします。

加えて、保育士・教職員等のエッセンシャルワーカーの方々につきましても、65歳以上の高齢者と同様に、2回目接種から6か月を経過した後に追加接種ができることとし、現在、接種券の発送準備を進めております。

また、64歳以下の方々につきましては、3月以降は、2回目接種から8か月以上としておりましたが、7か月以上経過した後に追加接種ができることとしようという考えでおりました。

実を言いますと、昨日、厚生労働省から、65歳以上の（接種）枠が空いた部分については、64歳以下（の方々への3回目接種）を7か月（以上経過）から6か月（以上経過）に前倒ししてもよいと（いうことで）、できれば6か月に前倒しするというような連絡がございました。

これを受けて市としても早急に対応を検討しております。できればそうしたいと思っているところでもあります。

なお、前倒しの取扱いにつきましては、今までと同様であります。富山市民が市内で接種を受ける場合の取扱いとなりますので、他の自治体の接種会場で接種を受けられる場合は、その自治体での接種スケジュールに

従っていただきたいと思っております。

なお、本市では今のところ、追加接種の枠は確保できており、予約もスムーズに取れる状況となっております。

3回目接種に関しては、ファイザーとモデルナのいずれかのワクチンを接種していただくこととなっておりますが、どちらのワクチンも十分な効果と安全性が確認されております。

国も呼び掛けておられますように、ワクチンの種類よりも、スピードを優先して接種を受けていただきたいと考えております。

市予約・相談センターでの予約につきましては、インターネットの利用をお勧めしておりますが、土日でも電話での受付を行っておりますので、連絡をいただいて、早めの予約、接種をお願いいたします。

次に、5歳から11歳までの小児へのワクチン接種について報告いたします。

この1月に小児用のワクチンが薬事承認され、国からは早ければ2月下旬から順次ワクチンが供給されることや、3月中には接種を開始する見込みであることが示されたところであります。

本市での対象者は、約2万3千人いらっしゃいます。

接種については、小児科を中心とした市内40か所以上の医療機関に協力していただける見込みとなっており、個別の医療機関での接種を予定しております。

本市では、接種の開始に向け、保護者とお子様の双方が安心して安全に接種を受けられるよう、また、円滑に事業を進められるよう、市医師会をはじめ関係機関と連携し、準備を整えてまいります。

なお、接種の開始日や、接種券の発送スケジュール等の詳細につきましては、決まり次第、ご案内してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

いずれにいたしましても、オミクロン株による感染が拡大しておりますので、市民の皆様には、感染拡大防止や重症化防止の観点から、自分や、大切な人と社会を守るため、早期の接種をお願いいたします。

私からの報告は以上です。

---

## ■ 質疑応答

記者

家庭ごみ回収の有料化について伺います。市は昨年 12 月議会において、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の回収について有料化の方針を示しました。改めて、その理由や狙い、料金設定を含めた現時点での検討状況について、お聞かせください。

市長

本市における家庭ごみの排出量につきましては、「ビン・缶・ペットボトル等の各種分別回収」や「資源物ステーション」、「資源集団回収」等の減量化、再資源化のための様々な施策、そして、市民の皆さんの分別排出へのご理解とご協力によって、一定程度の分別は進んでいると認識しております。

しかし、近年は横ばい状態で推移しており、令和元年度の 1 人 1 日当りの排出量は、全国平均を 10% 以上、上回っています。

「ごみの減量化」につきましては、環境負荷の低減に向け、従来のリサイクルに重点を置いた取組みに加え、今後は、ごみの発生そのものを抑えることに重点を置いた取組みの強化が必要だと考えております。

このため、本市では、昨年 12 月議会の経済環境委員会において、全国的にも導入が進み、実際に減量の効果が認められている「家庭ごみ有料化」の導入に向けて、具体的に検討を進めていく旨の方針をお示ししたところであります。

この制度を導入することにより、ごみと資源物のさらなる分別の徹底や、排出抑制等を一段と進め、現在の排出量から 20% 程度の減量を目指したいと考えております。

そして、最終処分場の埋立量の削減はもとより、焼却処理や収集運搬に係る経費の削減による将来世代の負担軽減や、焼却処分量の減少による CO2 排出量の削減など、本市が目指している「ゼロカーボンシティ」の実現、そして、SDGs の目標達成につなげていきたいと考えております。

さらに、期待できる効果として、1 つに、簡易包装製品や詰替製品など、廃棄物の発生が少ない商品の選択や、リサイクル商品の積極的な利用といった、市民の皆さんの消費行動の変容による環境意識のさらなる向上というものも見込めると思います。

2 つに、排出量に応じた手数料徴収による負担の公平性の確保が図られると思います。

3 つに、ごみ処理施設の延命化・施設更新時の規模縮小による将来世代の負担軽減が図られると考えております。

次に、料金設定を含めた現時点での検討状況については、先の 12 月議会において、議会に対して報告した内容以上に、現時点でお伝えできることは多くありませんが、まず、有料化の対象とするごみの種類については、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の 2 種類といたしまして、現在、「資源物」として分別回収しているものは対象外とすることで、再資源化を促進したいと考えております。

手数料の徴収方法や料金水準、徴収の仕組み等については、実際に有料化を実施している類似規模の都市や近隣の都市を参考に検討させていただいております。

特に、料金設定については、ごみの排出抑制と減量の効果が期待できる水準というもの、一方では市民の受容性を踏まえて、市民の皆さんの負担が過大にならないように、十分配慮していく必要があると考えております。

なお、有料化に伴う手数料収入につきましては、環境政策に充てるほか、例えば、「高齢者ごみ出し支援制度」などを通して、地域の皆さんへ還元することを考えており、今後、幅広く検討を進めてまいります。

また、低所得世帯など社会的・経済的配慮が必要な方々への取扱いを検討するほか、不法投棄や不適切な排出への対応策などについても、今後、市民の皆さんのお声を聞きながら、一緒になって考えて進めていきたいと思っております。

## 記者

富山市議会の最大会派、自民党が会派運営の方向性や市政へのスタンスを巡って対立し、分裂しました。このことに対する市長の率直な受け止めをお聞かせください。また今後、双方の会派が激しく対立した場合、市政運営に及ぼす影響について、考えをお聞かせください。

## 市長

私も（県議会）議員を約10年務めておりましたが、もちろん会派に所属しておりました。会派というものはその議員の（目指す）政策を実現するために非常に大事な集団であると考えております。

今回は自由民主党会派が2つに分かれたということだと認識しておりますが、それぞれの議員は昨年4月の選挙を経て、住民の投票によって選ばれた責任ある立場であります。

市全体のことを考えておられる一方で、出身の地域のこともしっかりと背負って市議会に出ておられるものだと認識しています。

そうした方々にとって会派というものは、先ほど申しましたとおり、自分の（目指す）政策を実現するために非常に大事なものでありますので、議員お1人お1人が非常に重い選択をされたのだと考えております。

市長（の立場）として、（自民党会派の）分裂そのものについて申し上げることはありませんが、議員の経験者として、あるいは会派に所属していた者として、（議員の）皆さんが非常に重い選択をされたと認識しております。

また、（後半のご質問は）2つに分かれた会派の賛否が分かれたときなど、市政に影響があるのかということだと思いますが、我々も、市議会の皆さんも目指すところは市民福祉の向上であります。

市民の皆さんの幸せのために、市当局も、市議会も切磋琢磨しますし、市議会（の中）においても、各会派が市民の幸せのために切磋琢磨して、自分たちの良いと思う政策を実行していくということだと認識しています。



ですから、市政運営に対する影響というよりも、むしろ切磋琢磨され、より良い政策立案があったり、市当局に対しても良い提案がなされるというふうに捉えております。

記者

今回の会派分裂前は、同じ会派であるにも関わらず、いろいろと主張が異なるということもあったと思うのですが、率直に、そうしたことに戸惑いを感じられることはありましたか。

市長

私自身はありません。県議会でも自民党会派には約 30 人の議員がいましたから、その中で、非常に多くの意見が活発に飛び交うわけです。

議員 1 人 1 人の主張も違います。ただ、会派の政策や提言として表に出すとき、意見として発信するとき、要望として申し入れるとき、そうしたときは一本にまとまるというのが会派であります。

1 つの会派の中で活発な意見が戦わされ、異なった意見が出るということに関しては、何ら違和感はなかったです。

---

記者

先週起きた官製談合事件についてお伺いします。(株)ジイケイ設計とパシフィックコンサルタンツ(株)の両業者への富山市からの発注に、競争のない特命随意契約が多く見受けられます。それらの特命理由は正当なものであったのかということについて伺います。

市長

捜査に関わることについて多くを申し上げることはできませんが、特命随意契約という制度についてのご質問だと捉えて、私の思う範囲でお答えいたします。

ある 1 つの特殊な技術やデザイン能力、一貫性、例えば、デザインが街の中で統一性を持って実行されているというようなこと、要は特殊な事情があるという部分ですね。

このときはそれぞれの能力のある者を市が選定してプロポーザルだとか特命随意契約などを行うことがあると思いますし、本市はそういうふうに来てきたと認識しております。特命随意契約なども含めてそういうことだと思えます。

これは本市だけではなく他都市においてもこのような契約方式は見られておりますので、私としては、一般的に市が事業者を選ぶ方法としてはある方法だと認識しております。

記者

そうした契約方法があるということは認識しているのですが、随意契約を結ぶにあたっては特命理由書を作成しなければいけないと思います。

その特命理由については、契約の公正性という観点から正当な理由で契約を結んでいたということによろしいでしょうか。

市長

そうですね。ある特殊な技術や趣旨一貫したデザイン性、まちづくりをトータルに考えたときの統一性だとか、いろいろなことを考えた上で随意契約というものがあると思っていますけれども、これも私の一般的な見方です。

記者

随意契約においては透明性が求められると思うのですが、今回特に、(株)ジイケイ設計が受注した多くの業務や、パシフィックコンサルタンツ(株)もそうだと思うのですが、市のホームページや入札控室に置いてある契約一覧、所管課の窓口などでも公開されていませんでした。

一般の人が、どの業者がどんな金額で、どんな事業を契約したかを知ることがほぼ不可能だと感じます。透明性に関して疑問を感じているのですが、これについてはどのように捉えておられますか。

市長

個別具体的な捜査情報に関することは、今ここで申し上げることはできませんけれども、先般も、市議会の高道議長、江西副議長から、市長部局として今回の事件の真相究明、そして、なぜその事件に至ったのかという

原因の追究、その再発防止策についての検討をしっかりと行って、議会に示し、実行していくようにという申入れが口頭であったところです。

このことについては真摯に取り組んでいきたいと思ひますし、今ほどの質問についても、こうした活動の中で原因究明をしていきたいと思ひます。

=====

記者

引き続き、官製談合事件について伺います。情報公開について、当社でも調べましたが、なかなかその情報にたどり着けない状況でした。

まして一般市民の方にとってはほとんどアクセスができないような情報が多かったと思うのですが、捜査情報とは関わりなく、市全体として、そうした情報公開がなされていないということは、市長選でも掲げられた公約にも背くものだと思うのですが、その辺りの改善策については、どのようにお考えでしょうか。

市長

わかりやすい情報公開というのは、今のご質問に関わらず非常に大事なことだと思ひています。

現在の官製談合防止法違反の案件につきましては、捜査の関係上、詳細を申し上げるわけにはいかないですし、公表するわけにはいかないというのは、これはご理解をいただきたいと思ひます。

今ほどご指摘がありましたとおり、本来公開、提供すべき情報がなかなか公開されていないという部分があれば、それは真摯に受け止めて、なるべく市民の方がわかりやすいように情報を公開して発信もしていきたいと思ひています。

記者

市幹部職員の談合事件ということで、市では近年でも談合事件がありまして、それに続いての今回の談合事件ということで、市政全体に対する市民の信頼感がかなり危機的な状況にあると思ひます。

市が主体的に、例えば第三者委員会を設置して検証を進めるとか、内部調査によって過去の契約を総ざらいしていくとか、県警の捜査とは別で、

市として主体的な調査をされるお考えはあるのでしょうか。

市長

今回の官製談合防止法違反の事件について、市としては警察や検察の調査に対して全面的に協力するというスタンスで、まず全容を解明したいと思っています。

一方で、市の中で起きたことでありますので、その防止策等につきましては、今後どのように対処していくのか、なぜそれが起きたのかということを含めて、今後、間髪入れずに議論を進めていきたいと思っています。

記者

再発防止策についても、もちろん市民の目に見える形でのとりまとめというものは必要だと思うのですが、具体的にそれをいつまでに作るという目途はあるのでしょうか。

市長

(具体的にいつまでということとは)今のところはありませんが、なるべく早く、これは警察、検察の捜査の進捗具合を見ながらですが、それに影響しないように、市としても足並みを揃えて、そういう対策は取っていききたいと思います。

記者

呉羽丘陵フットパス橋梁については、寄附金を含むとはいえ、総工費が約 12 億円ということで、市が単年度で市全体の橋梁の修繕に充てる額とほぼ同額ということです。そういった金額を投じて橋を作ろうとしているところで、こうした談合事件がありますと、それに対する市民の不信感もなかなかぬぐえない状況だと思うのです。

そういった意味でも、市民に対して、改めてどのように説明していくのか、どうコミュニケーションをとっていくのか、市長の考えをお聞かせください。

市長

呉羽丘陵フットパス橋梁は富山市の新しいシンボルとなる、正に「夢の

懸け橋」というような一大事業だと捉えています。

私が昨年4月に市長に就任してから、その工事につきましては槌音が聞こえ始めたということで、いよいよ本格化するということで現場に視察に行ったりして、いろいろと力を入れてきたわけであります。

今回こういうことになったことは非常に残念であります。

ただ、工事そのものは着実に進めていかなければならないということだと思います。しっかりと最後まで完成させていきたいと考えております。

そこで、市民の方への説明であります。捜査に関わることは、正にその中の一部というものが引っ掛かっているということだと認識しております。

また、そのように報道もされているわけですが、そういう部分がありますので、今後また警察、検察の発表を待って、市としての全体像に係る工事の計画や発注がまだこれからでありますので、今後どのようにしていくかということをしつかりと明らかにしながら前に進めていきたいと思っています。

#### 記者

そういった呉羽丘陵フットパス橋梁の工事が進む一方で、富山市としては橋梁マネジメントを市全域で進めており、もちろん管轄も、施策の根底にある考え方も違うものだと思いますが、橋梁マネジメントの部分では、撤去が決まった橋梁や工事が長期化している橋梁もあります。

そういった箇所の近くに住む市民の方が市政のアンバランスさを感じることもやむを得ないことだと思うのですが、そういった方々に対して市長として、呉羽丘陵フットパス橋梁のことをどう説明していこうと考えていらっしゃるのでしょうか。

#### 市長

呉羽丘陵フットパス橋梁については、先ほど申し上げましたとおり、市のシンボリックな架け橋であると考えていますので、いわゆる生活道路の橋梁とは少し（意味合いが）違うと思うのです。

あそこ（呉羽丘陵フットパス橋梁）は観光面、そして、歩いて健康になること、呉羽山一帯や富山市全体を健康にするシンボルという面もありま

すし、立山連峰を眺望できる景観を市として全国へ発信していくこと、「立山仰ぐ特等席」というのは正にあの橋梁でありますので、(生活道路とは)全く別物と考えております。

撤去が決まっている橋梁やこれから撤去していかなければならない橋梁というのは今おっしゃるように本当にたくさん出てくると思います。

これは住民の方々に丁寧に説明しながらコンセンサスを得て、進めたいと考えています。

=====

記者

新型コロナの感染者が急速に増えて百人を超える日もあり、県全体では警戒レベルがステージ2になっています。

まん延防止等重点措置については、県が国に要請するものだと思うのですが、市長として、市の現状を見た上で、その必要性について、どう考えておられますか。

市長

結論から言うと、現段階では必要ないと思っています。

今回(の第6波)が前回の第5波と決定的に違うところは、官も民も、全てが中止というフェーズではなく、例えば大規模な懇親会や宴会は中止するけれども、小規模な懇親会は開くということだとか、総会や懇親会有一些る大きな集会では、総会は実施しましょうと。そして、懇親会は中止にして、(最後に)弁当を渡すといったような、新しい経済の回し方のフェーズに入っていると思うのですね。

そういう観点から、今すぐにまん延防止等重点措置を要請していただくフェーズにはないと思っています。これ以上、(感染者が)増えてくると考えなければいけないとは思いますが。

記者

先ほどの報告の中で、積極的疫学調査の仕方も変わってきていて、その辺りは市民の皆さんに理解していただきたいということをおっしゃったと思うのですが、これについての認識を改めてお聞かせください。

市長

端的に言いますと、本市でもこれだけ毎日百人を超えて感染者が出てきますと、それを調査するマンパワーが不足してきています。これは全国的にそうだと思います。追いきれないということだと思います。

一方、濃厚接触となった方、その周囲の方にも今までは電話調査等が及んでいたと思うのです。

あるいは感染された方もすぐに診ていただいたりして、例えば状況調査だけで判定するといったようなことはなかったと思うのです。

そうしたいろいろな不安感について理解はするけれども、今はマンパワー（が不足して）、医療体制が（量として）十分には提供できないから、それは皆さんにご理解いただきたいという意味で、先ほど、「ご理解いただきたい」と申し上げたわけです。

また、本市保健所についてですが、1月から全部局からの応援部隊を出しており、2月は延べ140人体制で各部局から応援するということです。

そして、電話での聞き取り等に従事するということになっています。

かなり（調査）対象者を絞っても、それでも追いつかないのではないかと心配しています。

---

記者

談合事件について再発防止の観点でお伺いします。今回の関係で言えば情報管理というところで当人が甘かったというところが問題かと思うのですが、公募型プロポーザルの機密情報の管理につきまして、市としてガイドラインやルールの明文化ということはされていたのでしょうか。

市長

行っております。プロポーザルの場合は最終的には選考委員会で決定するわけです。そこで、今おっしゃった部分ですが、もちろん規定に則って行っておりますが、どちらかと言うと公務員としての倫理をしっかりと正して、襟を正して、市民のほうを向いて仕事をするということがベースにないといけないという部分もありますので、そういうことも含めて今後、襟を正して再発防止策に取り組んでまいりたいと思います。

記者

今回のプロポーザルの選考委員についてですが、基本的には市幹部で構成されていて、例えばそこに外部の方を入れるということや、プロポーザルそのもののあり方について、現時点で検討されている対策はあるのでしょうか。

市長

今のところ、そうした意見は出ていませんが、必要があればそういう意見もあるということを加味して議論を進めていきたいと思えます。

今本副市長

プロポーザルの中でも既に外部委員が入っているものもあります。

今回の事件になっているものには入っていなかったと思いますが、おそらくそれは内容や金額などで峻別されているのだと思います。

既に外部の専門家の方を半数以上入れたプロポーザルも行っていると思えます。

記者

今回、どういう形で元建設部長が業者と仲を深められたのかわからないところも多いのですが、市内での大きなプロジェクト、例えば、路面電車関係や駅周辺の整備といったものを進める際に、業者は毎日のように庁舎に出入りされるような場面もあります。

一般論として、距離がどうしても近くなってしまうということも現状としてはあるのかなと思います。そこで、(株)ジイケイ設計もパシフィックコンサルタンツ(株)も入っていたとお伺いしているのですが、そういった市役所内での業者との距離感ということについて、具体的な対策として考えておられることはあるのでしょうか。

市長

これは今だから考えているわけではなくて、今回の逮捕された容疑というのは公務員倫理の問題なのですね。

その部分は絶対に(過ちが)あってはいけない部分なので、まずはこういうことを正すということです。



我々、市の職員全員が機密事項をしっかりと守って、市民の皆さんの方を向いて仕事をするということだと思います。

そのようなことを徹底したいと思います。

記者

先ほども質問に出ていましたが、特命理由書が現在公開されていないというのは、今、捜査段階であるために私たちが見るのが難しい状態なのか、そもそもの公開のスタンスとして、資料に我々がたどりつきにくい状況なのか、どちらなのでしょう。

市長

捜査に関わることで、我々もどうなっているのかということを知ることができませんので、そういうことだと思います。

記者

現状のシステムとして、特命理由書を入札控室などで今後公開して、もっとわかりやすい形にするといったような、今後、具体的に検討されることはあるのでしょうか。

市長

先ほども申し上げましたが、特殊な技術やデザイン力、施工力等、それぞれの事業者がお持ちのノウハウがありますよね。

ここでしかできないというものは別として、一般競争入札で出来ることは、先ほど、過去にも本市で談合事件があったのだということをおっしゃいましたが、その後、予定価格の公表なども含めて取り組んできておりますので、よりクリアになるように今後議論していきたいと思っています。

今本副市長

追加で申し上げます。今ほどの特命理由書というのは情報公開請求をされた後に、その部分が非公開にされたということをおっしゃっていますか。

記者

情報公開請求をしてほしいということを段階として示されて、公開請求もしている段階で手元にはまだ来ていないというところで、いつでも見ら

れるという状況ではないのかなと思ったので、お聞きしたところです。

今本副市長

公開決定、非公開ということがまだ来ていないということですね。

基本的には事件に関係している、関係していないということ以前の問題として、富山市情報公開条例の非公開事由に該当するかどうかということが、公開か、非公開かの分かれ目です。

その上で、仮に公開ということであったとしても、例えばそれが捜査上に何らかの影響を及ぼす可能性があって、非公開事由に該当するということであれば、それは非公開になりますし、非公開事由に該当しないということであれば、それは公開請求決定により公開することになります。

あるいは一部公開になる可能性もありますし、その辺りは条例そのものの非開示事由に該当するかどうかの判断だと思います。

記者

そうしますと、簡単にいつでも見られるようにするというところまでは、まだ1つの段階として、条例の改正が必要になってくるということですか。

今本副市長

先ほどもご質問があったのですが、「情報公開」というものと、「情報提供」というものを峻別していただきたいと思います。

公文書というものは基本的に、条例で公開請求をされた際に公開をするというものです。

ただし、既に報道されている事実ですとか、こちらから積極的に市民の皆さんに公開請求の手続きを踏まずに提供するというものについては、「情報提供」ということで出しています。情報公開と情報提供の違いがそこにあります。

---

※発言内容を一部整理して掲載しています。・・・富山市広報課